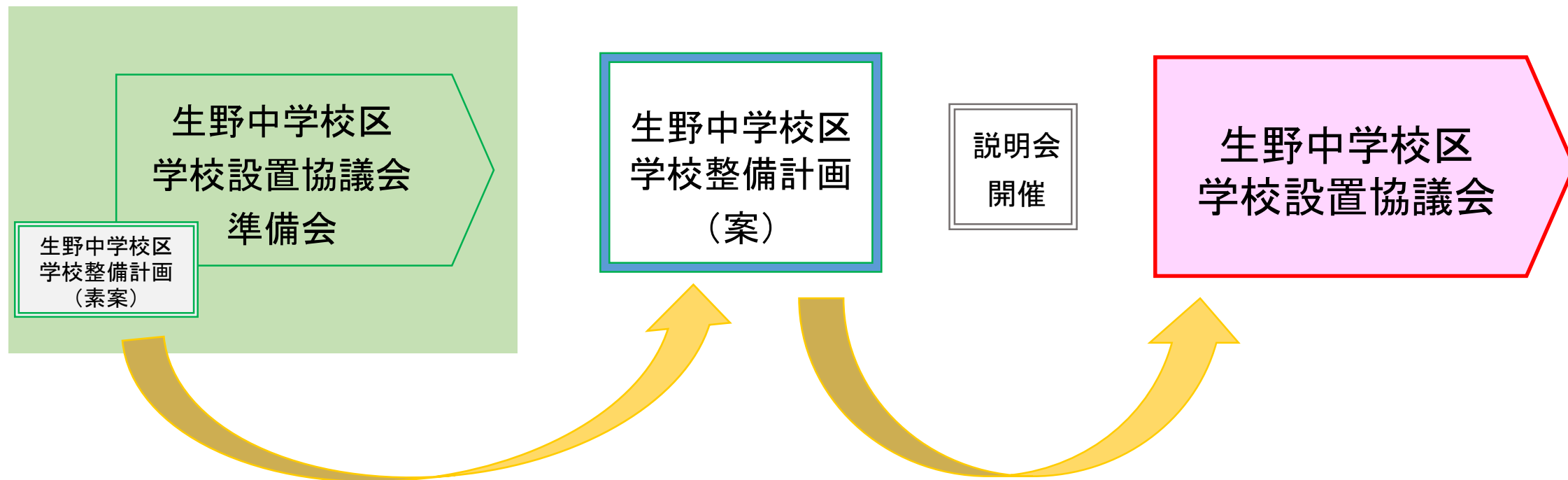


## 設置までの流れ



準備会でのご意見を踏まえ素案を修正  
⇒ 学校整備計画（案）を策定

学校整備計画（案）の策定後、説明会を開催  
⇒ 再編により教育環境の改善に支障が出てくるといった具体的な反対意見がなく、中学校区単位でご理解とご協力を得られる状況になれば、協議会を設置

# 学校設置協議会について

## 位置づけ

開校時期や学校名など、新たな小学校、小中一貫校設立に向けた詳細事項について、保護者や地域のみなさんで、協議する場

## 検討項目

開校時期、学校名、小中一貫校通称名、校章、校歌、標準服、通学路の安全対策、その他協議会メンバーが必要と判断する項目

## メンバー

まちづくり協議会・PTAからの推薦者  
各学校長はアドバイザーとして参加



# 学校設置協議会について

## 運営方法

運営方法については、協議会において決定

(案)

- ・ 会長、副会長を置き、委員の互選で決定
- ・ 会長は協議会を代表し、会務を総括
- ・ 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理
- ・ 協議会は委員の2分の1の出席をもって成立
- ・ 協議会の議決は出席委員（会長を除く）の過半数をもって決定し、可否同数の場合は会長が決定
- ・ 基本項目の検討にあたり、効率的かつ効果的な議論に資するため専門部会を設置
- ・ 専門部会は、協議会委員のうち、PTAが推薦する委員により構成

# 学校設置協議会のイメージ

